

平成30年第6回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成30年6月5日(火) 午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子どもの未来応援担当副参事 (放課後子ども総合プラン推進担当副参事)	子育て施策担当課長	
	保育課長	男女いきいき推進課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	44号	平成30年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	45号	東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	40号	西が丘小学校新校舎の開設時期について	了承
4	41号	不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証について	了承
5	42号	北区放課後子ども総合プランの実施について	了承
6	43号	生活困窮・ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業について	了承
7	44号	子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業について	了承
8	45号	第六次北区男女共同参画行動計画(アゼリアプラン)策定の着手について	了承
9	46号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成30年第6回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成30年6月5日(火) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成30年第6回北区教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>日程第1、第44号「平成30年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、第44号議案についてご説明いたします。表紙を1枚おめくりいただきまして、まず1ページをお願いいたします。</p> <p>こちらにございますように、平成30年第2回東京都北区議会定例会に提出いたします議案の作成に当たりまして、項番号1の平成30年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)につきまして、教育委員会に対しましての意見の聴取というものでございます。</p> <p>1枚おめくりをいただきまして、3ページをお願いいたします。平成30年度補正予算(第1号)となっております。</p> <p>5ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。初めに、歳入でございます。15款都支出金、2項都補助金で補正額50万。3項都委託金、補正額120万。表の補正額の一番下の歳入合計、1,70万でございます。そして、歳出でございます。歳出につきましては、3款福祉費、4項児童福祉費、表の補正額の欄、261万9,000円。8款教育費、第1項教育総務費が補正額170万。そして一番下の歳出合計は431万9,000円でございます。</p> <p>それでは、内訳につきまして、別添の資料でございます。教育振興部に関連するものを教育指導課長から、子ども未来部に関連するものは子ども未来課長から順にご説明を申し上げます。</p>
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	<p>それでは、私からは第44号議案、参考資料①についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料をごらんください。</p> <p>上段の歳入でございますが、教育費としまして、第15款都支出金、170万円のうち、第2項都補助金、50万が学力格差解消推進校事業費となります。対象校は堀船小学校でございます。また、第3項都委託金の120万円でございますが、飛鳥中学校が対象となります。道徳教育推進拠点校事業費として20万円、それと西ヶ原小学校、赤羽</p>

台西小学校の2校が対象となります。プログラミング教育推進校事業費として100万円の歳入となります。

下段の歳出でございます。お示しの3事業の予算としまして、第1項教育総務費の研究研究会費としての歳出となります。

私からのご説明は以上でございます。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

私からは子ども未来部の分の第1号補正について、ご説明をさせていただきます。恐縮ですけれども、議案の参考資料の②をごらんいただければと思います。

補正内容につきましては、福祉費第4項児童福祉費、児童福祉総務費の児童扶養手当経費でございます。補正金額は261万9,000円でございます。内容につきましては、増減説明にありますように、みなし寡婦適用等にかかわりますシステム改修の委託の経費についてでございます。恐縮ですけれども、詳しくこの補正のシステム改修に至る制度について、若干ご説明したいと思いますので、もう1枚おめくりいただきまして、資料、参考資料の③をごらんいただければというふうに思います。

今回の児童扶養手当制度等の運用の見直しについてでございます。制度の全般については、お示しの諸手当、あるいは医療助成等につきましては、基本的に国、あるいは都の制度でございますけれども、区市町村が事務を実施しているもので、国等における政令などの改正に伴いまして制度の運用が一部変更になる内容でございます。そのため、システム改修が必要になるものでございます。

1番の要旨でございます。今回、この運用見直しに至る大きな背景でございますけれども、ひとり親家庭等の自立支援と子育て世帯の支援としまして、平成30年6月以降、各種の手当等の制度の運用が変更されるものでございます。

詳しい内容は2番のところでございます。大きく3点ございます。まず(1)未婚のひとり親家庭の母、父に対する寡婦、寡夫控除の見直し適用でございます。お示しの手当等につきましては、お示しの日時からの適用となるものでございます。なお、3行目、4行目において括弧書きで養育者及び扶養義務者のみ対象ということで、児童扶養手当あるいはひとり親家庭等医療費助成については書かせていただいておりますので、こちらは対象についてはお示しの養育者と扶養義務者のみとなるところでございます。

また2点目、(2)でございます。こちらは児童扶養手当の全部支給にかかわります所得制限、これの限度額の引き上げでございます。お示しのとおり、30年8月1日からということで、この児童扶養手当の支給にかかわる所得制限につきまして、収入ベースで130万円から160万円に引き上げる、これは扶養親族が一人の場合ということで、例示をさせていただいたところでございます。

3点目は(3)でございます。公共用地取得に伴います土地代金等にかかわる特別控除というところでございまして、この手当額の算定基礎となる所得額から今お話しした

部分について、控除をするということで、それぞれの手当等につきまして、それぞれの時期から適用するところでございます。なお、参考までにその他としまして、今回のシステム改修は現時点では行わないところでございますけれども、制度の運用見直しということで、支払い回数、児童扶養手当の支払い回数につきましても、見直しが示されておりますので、参考までにお示しをさせていただいております。こちらの児童扶養手当につきましては、31年の9月1日から、現在は年3回、4月、8月、12月の支給でございますけれども、奇数月の隔月支給、年6回となるというところでございます。

私からの説明は以上です。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

清正教育長

説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、本件に関し特に反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。
次に日程第2、第45号議案「東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、説明をさせていただきます。先ほどの補正予算に続きまして、議案の関係に対する意見聴取ということでございます。それでは、初めに東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

まず、5ページをごらんください。説明欄です。東京都北区立王子第一小学校の位置を変更するため、この条例を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、7ページの案内図をごらんください。現在の王子第一小学校の場所、王子五丁目14番18号から学校の改築に伴いまして、その間その左側でございます、旧桜田小学校の場所に移転をするため、王子五丁目2番8号に改めるも

のでございます。

5ページにお戻りをお願いいたします。付則でございます。この条例は平成30年9月1日から施行いたします。

以上、ご説明申し上げます。

続きまして、2番目の東京都北区立幼稚園条例の一部を改正する条例についても、続けてご説明をさせていただきます。

初めに、第45号議案の参考資料、こちらのほうをごらんいただければと存じます。

まず、要旨でございます。子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令によりまして、年収360万円未満相当世帯の保護者負担軽減措置が拡大されました。今回、国の改正の趣旨に沿いまして、東京都北区立幼稚園条例で定める保育料の改正を行うものでございます。

2、国の改正内容です。国の改正内容ですが、今回の子ども・子育て支援法施行令の改正内容のうち、1号認定子どもに関する事項は次のとおりでございます。

年収約360万円未満相当世帯（保育料第3階層）に当たるものでございますけれども、この保護者負担軽減について、ひとり親世帯等を除く世帯の保護者負担を上限1万4,100円から1万100円に、4,000円減額するという内容になってございます。

3、対応でございます。現在の北区立幼稚園及び認定こども園（幼稚園枠）の保育料は、お示しの表のとおりとなっております。この第3階層の第1子保育料を1,600円から0円と無償化するものでございます。また、年収360万円未満相当世帯の保護者負担軽減のうち、ひとり親世帯等の保護者負担軽減につきましては、昨年の条例改正に合わせまして、条例第5条の保育料の減免規定に基づき定められた規則、要綱を一部改正し、既に無償化としているところでございます。

なお、今回の改正における幼稚園保育料の影響額でございますが、認定こども園の1号部分も含めまして、約34万円程度と見込んでいるところでございます。

恐れ入ります、議案にお戻りくださいますようお願いいたします。こちらにつきましては、9ページからになりますが、最初に議案資料の11ページをお願いいたします。説明欄です。東京都北区立幼稚園の保育料を改定するため、この条例案を提出するものでございます。

付則でございます。施行期日、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は平成30年4月以後の月分の保育料について適用し、同月前の保育料については、なお従前の例によるものといたします。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございます。それでは、初めに東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、次に東京都北区立幼稚園条例の一部を改正する条

例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいですね、ありがとうございます。2件の条例に対して特に反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。次に報告事項に移ります。日程第3、報告第40号「西が丘小学校新校舎の開設時期について」事務局から説明をお願いいたします。

学校改築施設
管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設
管理課長

お手元の報告書に沿ってご説明をさせていただきます。
表紙をおめくりください。ご報告いたしますのは、現在、事業着手いたしました、西が丘小学校の開設時期の前倒しについてでございます。

2の経過をごらんください。西が丘小学校の設計に際しましては、前年度に事業者選定を行いまして、この4月から設計の具体的な打ち合わせに入っているところでございます。決定いたしました設計事務所と工事の執行を委任いたします営繕課と私どものほうで、改めて事業計画について検討いたしました。経過のところの後段に書いてございますが、当初、狭小な敷地の中で地下利用をして学校を建てていくということで、一定程度余裕を持って工期を設定しておりましたが、協議の結果、従前と同様の工期の中でこの学校を建てることのできるのではないかと結論に至りました。この検討結果を持ちまして、学校関係者と協議をいたしましたところ、学校としても少しでも改築校の開設が早ければ、そのほうがよいというようなご意見でございましたので、従来の事業計画ですと、平成35年の4月に開設を予定しておりましたが、半年前倒しをいたしまして、34年の9月に新たな校舎を開設いたしたいと、このように考えているところでございます。従いまして、西が丘小学校のお引っ越しについては、34年の夏休みに引っ越しをして、34年の夏休み明けから新校舎に移ると、そういう手順で事業を進めてまいりたいと考えております。

4番の今後のスケジュールでございます。本日教育委員会にご報告いたしました後、地域、学校関係者への説明、それから区議会のほうの所管委員会に報告をして、夏休みからこの新たなスケジュールをもとにワークショップのほうに入っていきたいと、このように考えているところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第4、報告第41号「不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証について」事務局から説明をお願いいたします。

教育総合相談
センター所長

教育長

清正教育長

教育総合相談センター所長

教育総合相談
センター所長

それでは、私から報告第41号について、ご説明をさせていただきます。1枚おめくりいただきまして、教育委員会資料をごらんください。

不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーの研究・検証についてです。

1、要旨でございます。平成30年4月、教育総合相談センターを設置いたしまして、総合相談窓口の設置による不登校相談の窓口の一本化、不登校適応指導教室の統合、不登校相談担当のスクールカウンセラーの配置等、不登校児童・生徒の相談や支援の充実を図りました。新たな相談体制のもと、より具体的な不登校相談を進めるために、モデルサブファミリーを選定いたしまして、スクールソーシャルワーカー等を活用しましたサブファミリー内の連携や「学校と家庭の連携推進事業」の活用、関係機関との効果的な連携の方法について研究・検証を行います。

2の内容でございます。サブファミリーのうち、下記の2カ所を不登校児童・生徒支援モデルサブファミリーに指定いたしまして、スクールソーシャルワーカー等が中心となって不登校に関する学校の状況や児童・生徒の実態について調査をし、まとめを行います。

(1) サブファミリーですが、堀船中サブファミリーの桐ヶ丘中サブファミリーといたします。

(2) サブファミリーにおけます研究・検証内容ですが、4点ございます。1点目は、サブファミリー内での不登校に関するヒアリング、状況調査。2点目は、サブファミリー内での不登校状況の情報共有と学校間連携における課題の把握。3点目は不登校児童・生徒の情報交換及び連携について事例検討。4点目は学校と家庭の連携推進事業の有効活用についてでございます。

(3) 期間でございます。平成30年6月から31年2月を予定しております。

次に、(4) 研究検証結果のまとめや報告についてでございますが、サブファミリー

におけます不登校児童・生徒支援の充実に向けた、スクールソーシャルワーカーの活用や効果的な配置、サブファミリー内での連携、「学校と家庭の連携推進事業」との効果的・効率的な連携について研究・検証し、まとめを作成・報告いたす予定でございます。

裏面をごらんください。3の予定ですが、30年5月サブファミリーを選定いたしました。6月、教育委員会及び文教子ども委員会にご報告をし、その後サブファミリーの状況調査、課題等の把握に努めまして、7月以降サブファミリー内の情報共有の方法や不登校の子どもの支援など、研究・検討、また「学校と家庭の連携推進事業」の有効活用など、検討いたします。それで31年2月にまとめを作成後報告をいたす予定でございます。

4、「学校と家庭の連携推進事業」についてです。こちらのほうはもうご存じのとおりでございますが、平成30年度は、中学校全校及び小学校29校で実施をしております。

私からの報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

説明ありがとうございました。1点教えてください。この1年間の研究・検証を行った後、これをどのように活用されるのでしょうか。

教育総合相談センター所長

教育長

清正教育長

教育総合相談センター所長

教育総合相談センター所長

2つのサブファミリーで検討した結果を、今度はほかのサブファミリーに広げていきたいというふうに思っております。なかなかサブファミリー間の中で不登校のお子さんの情報の共有が不十分であるですとか、またスクールソーシャルワーカーですとか、そのほかの学校と家庭の連携推進事業についても、一本筋が通ったというか、有機的な利用がされていないような状況がございますので、そちらのほうも含めて不登校児童・生徒支援の方法について、まとめをしまして、ほかのサブファミリーのほうにも広げていきたいというふうに思っております。

清正教育長

ほかにかがででしょうか。

檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	私からも一つ質問なのですが、この2カ所のサブファミリーに選定された理由というのはございますか。
教育総合相談センター所長	教育長
清正教育長	教育総合相談センター所長
教育総合相談センター所長	サブファミリーの選定でございますが、不登校の出現率の状況ですとか、またサブファミリー内で連携を進めているようなところを参考として選ばせていただきました。
清正教育長	ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。 次に日程第5、報告第42号「北区放課後子ども総合プランの実施について」事務局から説明をお願いいたします。
放課後子ども総合プラン推進担当副参事	教育長
清正教育長	放課後子ども総合プラン推進担当副参事
放課後子ども総合プラン推進担当副参事	それでは、私から報告第42号、北区放課後子ども総合プランの実施について、ご報告をさせていただきます。 資料を1枚おめくりいただきまして、1の要旨をごらんください。子どもたちの安全・安心な活動拠点を小学校内に提供する放課後対策事業である「放課後子ども総合プラン」は、北区教育ビジョン2015等で平成31年度までに全校実施を目標としております。今年度は、導入準備最終年度に当たるため、平成31年度実施予定校5校（王子小学校、としま若葉小学校、赤羽小学校、桐ヶ丘郷小学校、袋小学校）の検討状況等を報告させていただきます。なお、王子第一小学校については改築後（平成33年度）に導入予定してございます。 次に、2の現況をごらんください。今年度、新たに5校（なでしこ小学校、梅木小学校、谷端小学校、田端小学校、滝野川もみじ小学校）で放課後子ども総合プランを開始

いたしまして、区内全小学校35校中29校へ放課後子ども総合プランを導入をいたしました。来年度導入校については、平成30年5月から順次準備会を発足いたしまして、また赤羽小学校と袋小学校につきましては校庭に別棟を建設し実施をいたします。

3のスケジュールにつきましては、お示しのとおりでございます。

資料をおめくりいただきまして、これまでの年度別の導入状況と来年度導入校検討状況をお示しさせていただいているところでございます。王子小学校、赤羽小学校、桐ヶ丘郷小学校、袋小学校の準備委員会は既に開催させていただいております。4校全て事業委託方式にて、来年度導入をさせていただく予定でございます。としま若葉小学校につきましては、準備委員会が6月7日のため、改めてご報告をさせていただきます。

報告第42号の私からの説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

加藤委員

教育長

清正教育長

加藤委員

加藤委員

北区放課後子ども総合プランの実施によって、児童館のあり方が変わってきていると思います。そして、児童館が今後どのような形で子どもセンターなり、いろいろと予定があるだろうと思います。大体のことはお聞きはしているのですが、明確な部分はまだ出てきていないといえますか、例えばことし導入された学校で、私も運営委員を担当しておりますので、例えば滝三小学校にしても、もみじ小学校の部分での北児童館、それから滝東の児童館、この運営委員会等でお話があって、今後いつごろどうなるのかということ聞かれる場面がありました。それはもうすぐに答えられるわけではないということは、私のほうは十分承知しております。当然、教育委員会にかけ、そして文教子ども委員会にかけてからでない、一般の方にはお話しできない内容だろうというふうに考えております。

ですから、私のほうから特別意見は出さなかったのですが、やはり今後北区内に中高生の居場所として何か所、それから幼児といえますか、のお母さん方のために児童館を活用するところが何か所、で、なくなる場所も当然あるわけですから、その辺の位置の関係というものをそろそろ大まかでもいいけれど、やっていかないと、いきなりその問題が出てくると、地域としてもどう取り扱っていいのか。例えば、今現在は小学校に子どもさんがみんな行っているのですが、放課後子ども総合プランによって児童がどこにずっといるかということ、やはり児童館を利用している子どもたちも大変多いというふうな形になっています。そうすると、二重構造的なものでこのまま進んでいくと、何でなくなってしまうんだというような意見も出てきてしまうので、そこら辺を早くきちんとした形を取って、子どもたちの安全安心を図るために文科省を初め、子ども総合プランのほうに移行したんだということをきちんと伝えて、そうすると学校のところにおいて、学校の中でいじめがあつたら、そのまま学校にいるというのはどうだろうかという

ような委員さんの意見等もありますけれど、そこら辺の心配はしなくてもいいような、何か手立てを考えて、早くきちんとした移行方法をしていかないと、何かいつまでも児童館とそれからわくわく広場と並行した形で進んでいってしまう。その切られるほうにとっては、子どもさんも非常にせつかくなれ親しんだ児童館との接触がなくなってしまうというのは、残念に思う部分もあるでしょうし、ご家庭の人たちにもその説明がうまくできるような方法を早く検討していただいて、もともと途中までは移行はしようがないだろうということであっても、何年度までにはこうなりますということ、ある程度決めないといけないのではないかなというふうに、雰囲気的に思うのですね。それで、事務局の担当のご意見をお伺いしたいかなと思います。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

今、加藤委員からいろいろお話をいただいた中で、現時点で平成26年にさまざまな児童館のあり方、あるいは配置方針で明らかにした部分と、まさに今放課後子ども総合プランが来年度には王一小を除いて全校導入ということで、若干計画自体が進捗しているので、少しその辺の状況は明らかにできる部分があるのではないかなというようにご指摘かと思えます。

まず、基本的なところでいいますと、児童館につきましては、放課後子ども総合プランが導入されて、小学生の居場所が確保された地域から順次放課後子ども総合プランにして、児童館につきましては、乳幼児親子を中心とした子どもセンターあるいは中高生のティーンズセンターに移行していくというその基本的な方針、あと配置についても、全部で15から17カ所で、おおむね距離感で行きますと半径750メートル圏内にとるところまでは明らかにしているところです。

ただ、今ご指摘のようにこの間昨年でいきますと、赤羽西五丁目児童館が閉館になりましたように、どの児童館をいつというような計画までは立てていないところです。ただ、その辺の放課後子ども総合プランが導入されている今の実情、また小学生の居場所が確保されたということをしっかり見定めた上で順次というところになりますので、ちょっと何年度がどこ閉館、どこ閉館というところのまだ総合的な計画はしていないところがございますけれども、そこは当初の目標、あとは現在の放課後子ども総合プランの利用状況、あるいは子どものさまざまな状況、あるいは地域の状況を踏まえて順次というところが今現実的なところでございます。

委員がおっしゃったように二重というようなお話が、今の時期は正直過渡期でございますので、小学生においては放課後子ども総合プランのほうに参加しつつ、近くの児童館に行くという現実もありますけれども、それについてはやはり子どもの居場所をしっかりと確保した段階でそういった整理や配置をしていくというところを順次進めていきたいというふうに思っておりますが、ちょっと計画的にどこをいつ廃止ですとか統合というところまでは、すみません、ご容赦いただければと思います。

加藤委員

教育長

清正教育長

加藤委員

加藤委員

説明はよくわかるんですね。ただ、通っている子どもにとっては、両方行っているということですね。それともう一つ、懸念されるのは、例えばわくわく広場の指定管理者とそれから児童館の指定管理者との場所によっては一致しないといいますか、していないところの、そうすると子どもたちとして一体感が別々のものとして受け取られてしまう。管理が一緒であれば、割と親しみやすいし、行きやすいとかいろいろあるんだろうと思いますけど、例えば滝三のわくわく広場の人たちは、北児童館に顔は出したけれど、滝東、要するに子どもたちが滝野川東地区という地区委員会の中で考えたときを見ると、行っている子どもも滝東に行く子どもが多いけれど、北児童館のほうに所管みたいなのが行っていると、何かちぐはぐな部分もあるので、そこら辺も十分わくわく広場の指定管理者も入れた形で物事を両方行くならば両方兼ねられるような会議か何か、そういうものもやっぱり意見交換として十分反映できるような、子どもたちのどういう活動しているかも、一緒にならないと意見交換していないのが現状だと思うんですね。そこら辺も一つ考えていただければと思います。以上です。

子ども未来課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来課長

今、委員のほうからご指摘があった件につきまして、先日の委員会でも若干そういうお話をいただきました。実際、まず運営でいきますと児童館につきましては、直営の児童館、あるいは指定管理者の児童館。そして放課後子ども総合プラン、ちょっと分けて考えていただいて、まず学童クラブ、これも直営、委託、指定管理。そして放課後子ども一般教室部分、これについても、直営、地域の人がやっていたい、あるいは委託、一部に指定管理と、複数の事業形態が実際に混在しています。ですから、状況によりますと7方式くらいいろんな事業者が入っているというところでは、今事業者が全てに顔を出すというのは、なかなか難しいかと思います。ただ、今直営の児童館がどこかの全体のマネジメントをしておりますので、その児童館長が全体的な部分でご説明をすとか、そういった部分については今回運営委員会でお話いただきましたので、次回の運営委員会からそういったところもちょっと工夫をさせていただければと思いますので、もう少しお時間をいただければと思います。よろしく願いいたします。

清正教育長

ありがとうございます。ほかにかがででしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長	<p>それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。 次に日程第6、報告第43号「生活困窮・ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
子どもの未来 応援担当副参 事	教育長
清正教育長	子どもの未来応援担当副参事
子どもの未来 応援担当副参 事	<p>それでは、私から報告第43号、生活困窮・ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業についてご報告をさせていただきます。</p> <p>資料をおめくりいただきまして、1の要旨をごらんください。北区子どもの未来応援プラン「東京都北区子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、ひとり親世帯等の子どもの学習支援事業「みらいきた」を平成29年10月から区有施設2カ所、定員40名で開始をいたしました。平成30年度からは、対象をひとり親世帯等だけでなく、生活困窮世帯も対象に加え、区有施設3カ所で実施するに当たり、平成30年4月に受講者の募集を行った結果、定員75名のところ118名の応募があったことを報告する。</p> <p>次に2の事業の概要をごらんください。</p> <p>(1)の対象については、生活保護・就学援助・児童育成手当受給世帯の中学1、2年生とし、対象世帯へ直接募集通知を送付し、申し込みを募りました。</p> <p>(3)の実施場所につきましては、区有施設3カ所、全ての会場で週1回2時間程度の学習支援を実施いたします。実施場所については非公表とし、面談を受講者決定者のみへ通知をしております。</p> <p>(4)の実施主体につきましては、今年度7月からスタートいたします滝野川西地区を含め、株式会社エデュケーションアルネットワーク（栄光ゼミナール）へ事業委託をいたします。</p> <p>(5)の実施内容につきましては、昨年度と同様な形で学習支援を実施いたします。</p> <p>資料をおめくりいただきまして、(6)の選考結果をごらんください。応募について、定員を大きく上回る状況でしたが、受講の必須条件である面談前、もしくは面談後に辞退者が多数出ており、今後事業展開をするに当たっても途中でおやめになる方も出ることが想定されるため、落選者へは欠員が出た場合に連絡させていただく旨の通知を-outしさせていただいたところでございます。</p> <p>3のスケジュールにつきましては、お示しのとおりでございます。</p> <p>報告第43号の私からの説明は以上でございます。</p>
清正教育長	説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	説明ありがとうございます。辞退者の辞退理由というのは、わかりましたら教えてください。
子どもの未来 応援担当副参 事	教育長
清正教育長	子どもの未来応援担当副参事
子どもの未来 応援担当副参 事	辞退理由といたしましては、三者面談というのをこの事業は参加いただくのに必須ということで、なかなか保護者の方の意向で申し込んではみたが、お子さんと一緒に三者面談に来られないですとか、なかなか毎回毎週1回実施をしているのですが、そこに実際に面談をしたときに来ることができないということが発覚して、辞退されるというようなところでございます。以上です。
本間委員	子どもが来たいけれども家庭の事情でということではなくという捉えでいいですか。
子どもの未来 応援担当副参 事	教育長
清正教育長	子どもの未来応援担当副参事
子どもの未来 応援担当副参 事	<p>お子さんの意志で来たいというのではなくて、保護者がやはりこの事業に申し込みをしたいということで、申し込んではみたけれども、実際に子どもと一緒に面談を祝日の日とかに、例えばあとは平日の夜間の時間帯に来ることが、子どもがなかなかそこに足が向かないとか、そういった方でこういった辞退者がふえていたというところでございます。また、面談を実際に受ける前、または受けた後というのも、半数ずつくらいということだったのですが、実際にお子さんがこの事業に参加されてからの辞退者というのも、ここに今9名というふうに記載をさせていただいているのですが、昨日も2名ほど辞退をしたいということで、この事業に参加することがこれ以上難しくなるというようなことで、おやめになられる方というのもいらっしやっているところでございます。</p> <p>昨年度、ひとり親の方だけを対象にということで事業展開をさせていただいたのですが、今年度については生活保護と就学援助ということで、ほかの世帯の方が募集を応募というところで事業展開をしております、まだこれからもおやめになる方がふえてくるのかなというところで考えております。以上です。</p>

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 ご説明ありがとうございます。大変ありがたい学習支援事業だと思うのですが、約33名の方が落選したということなんですけれども、このくらいの落選であったら、最初の段階では全員を入れて、そして出席状況ですとか、いろんなことを見ながらやっていただくというわけにはいかないのでしょうか。

子どもの未来
応援担当副参
事 教育長

清正教育長 子どもの未来応援担当副参事

子どもの未来
応援担当副参
事 まず、事業展開するに当たり、予算の制約というのがまたあるというところございまして、昨年度の全体の世帯の何%の方が受講に申し込んだというところで、申し込みをもとにこの75名ということで設定はさせていただいたところなんです、思ったよりもやはりお申し込みが多かったというところもございますので、あとは思った以上に辞退される方が多いというところで、来年度に向けてこの辺の定員については検証して、31年度に向けて定員を拡大していくのか、このまま維持していくのかというところで検討させていただきたいと考えてございます。以上です。

檜垣委員 ぜひ、よろしくお願いいいたします。

加藤委員 教育長

清正教育長 加藤委員

加藤委員 これは3地区、王子東、赤羽西、滝野川西ですね。例えば、滝野川西ということから見ると、これは北区を七つに分けた中の滝野川西地区ですよ。

子どもの未来
応援担当副参
事 教育長

清正教育長 子どもの未来応援担当副参事

子どもの未来 応援担当副参 事	委員のおっしゃっているとおり、7地区に分けた滝野川西地区でございます。以上で す。
加藤委員	教育長
清正教育長	加藤委員
加藤委員	そうすると、学校だけにしても、滝西地区には中学校が3校あるわけですね。例え ば、田端、飛鳥、滝野川紅葉。その三つの中で生活保護世帯といますか、そういう人 たちの部分について、学習支援をやりますよということで、結構広い範囲内の中で来る というのは、通うことが難しいとか、いろいろな条件もあるのではないかと思うのです が、この20名の受講予定者というのは、距離感というのはどの程度あるんですか。
子どもの未来 応援担当副参 事	教育長
清正教育長	子どもの未来応援担当副参事
子どもの未来 応援担当副参 事	距離感につきましては、基本的にはやはり滝野川西エリアの中学校の方がということ で第一希望というふうに考えて志望されているというところなのですが、逆にこういう 事業に参加していることが、自分の中学校で知られたくないというお子さんとかもいら っしゃいますので、例えば滝野川西地区でほかの地区から来られているお子さんとい うのもいらっしゃるというのが現状でございます。以上です。
加藤委員	教育長
清正教育長	加藤委員
加藤委員	そうすると、これは地区関係なしに北区の中であれば、どこから来てもいいという、 そういう条件のもとでやっていることなのですか。
子どもの未来 応援担当副参 事	教育長
清正教育長	子どもの未来応援担当副参事
子どもの未来	申込に当たって、第1希望、第2希望、第3希望ということで、保護者またはお子さ

応援担当副参事	んの意向に沿って希望していただくということですので、どこの地区だからどこの地区に行かなければならないといった、そういった制約はございません。以上です。
清正教育長	ほかによろしいでしょうか、 (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。 次に日程第7、報告第44号「子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について」事務局から説明をお願いいたします。
子どもの未来応援担当副参事	教育長
清正教育長	子どもの未来応援担当副参事
子どもの未来応援担当副参事	それでは、私から報告第44号、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について、ご報告をさせていただきます。 資料を1枚おめくりいただきまして、1の要旨をごらんください。 先ほど、ご説明させていただきました学習支援同様、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業を平成29年10月から開始をしているところでございます。 昨年度の申請は9団体でしたが、今年度は12団体から申請を受け付け、審査後全ての補助金申請団体に対して補助金の交付を決定いたしましたことをご報告させていただきます。 2の現状をごらんください。地区別で補助金交付決定団体数を見ますと、王子地区が4団体、赤羽地区が6団体、滝野川地区が2団体となっております。 3の事業の概要につきましては、昨年度と同様の内容となっております。 4のスケジュールにつきましては、お示しのとおりでございます。 資料をおめくりいただきまして、補助金交付決定団体名等をごらんください。今年度新たに申請があった団体は2番の子ども食堂ゆうひが丘、6番の寺子屋子ども食堂・赤羽、10番の発元気食堂の3団体でございます。月2回実施の団体がほとんどでございますが、10番の発元気食堂については、週1回、6番の寺子屋子ども食堂・赤羽につきましては、週2回実施をする予定でございます。 報告第44号の私からの説明は以上でございます。
清正教育長	説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。
本間委員	教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

お願いします。今年度まだスタートして間もないということで、今後また継続されていく中で、それぞれの食堂で抱えている課題等も出てくるかというふうに思いますので、生の声が上がってきたときには、ぜひ教育委員会でも報告をしていただけたらというふうに思います。よろしくお願いいたします。

子どもの未来
応援担当副参
事

教育長

清正教育長

子どもの未来応援担当副参事

子どもの未来
応援担当副参
事

団体さんからのお声というのは、子ども食堂ネットワークというのが実施されておりますので、そこで社会福祉協議会がネットワークについては支援をするという形でございますが、そちらについてもネットワークについても参加をいたしまして、そういった課題であったり、こういった支援が必要であったりですか、そういったこともお声として吸い上げていきたいというふうに考えてございます。以上です。

清正教育長

ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第8、報告第45号「第6次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）策定の着手について」事務局から説明をお願いいたします。

男女いきいき
推進課長

教育長

清正教育長

男女いきいき推進課長

男女いきいき
推進課長

それでは、報告第45号、第6次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）策定の着手について、ご説明申し上げます。

おめくりいただきまして、教育委員会資料をごらんいただきます。

1、要旨でございます。現行の第5次アゼリアプランの計画期間が31年で終了いたします。男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、第6次アゼリアプランの策定に着手いたします。計画期間は32年度から36年度までの5カ年といたし

ます。

2、策定の方針でございます。北区男女共同参画条例の基本理念に基づきまして、社会・経済情勢等の変化に対応し、また第5次アゼリアプランの成果等を十分に分析精査するとともに、北区男女共同参画審議会からの答申を踏まえまして策定いたします。また、当計画は配偶者暴力防止法に基づく「北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」さらに女性活躍推進法に基づく「北区女性の職業生活における活躍推進計画」を兼ねるものいたします。なお、策定に当たりましては、別紙のとおり、広く区民意識意向調査を行いまして、計画に反映するものでございます。

おめくりいただきますと、その意識意向調査の内容でございます。左上に別紙とあるものでございます。

1、要旨でございます。第6次アゼリアプランの策定に当たりまして基礎資料とするため、区民等を対象に男女共同参画に関する意識・意向調査をアンケート形式で実施いたします。

2、調査対象は前回同様の4種類でございます。

(1) 区民、18歳以上の男女(2,000名)に対して行います。こちらについては、ウェブ上での回収も行います。

(2) 町会自治会に対しては、会長それから役員男女各1名、計3名の方にご協力いただきます。

(3) 事業所でございます。区内事業所の企業経営者200名にご協力いただく予定です。

(4) 中学生、区立中学2年生全員(約1,500名)でございますが、各学校のご協力をいただきまして、実施いたします。

3、調査の内容でございます。恐れ入りますが、別添の資料1、右上に資料1とございますものをごらんいただけますでしょうか。設問内容の一覧でございます。網掛けの項目につきましては、今回の調査で新たに追加したものになります。

重立った内容をかいつまんでお示しいたしますと、まず区民を対象にした調査、1ページ目の真ん中ほどです。結婚観や出産に対する意識、問1の部分で調査いたします。

おめくりいただきまして、3ページ、やはり真ん中ほどでございます。問26、27では性的少数者、セクシャルマイノリティの認知度などについて調査いたします。

おめくりいただきまして、5ページ、ここからは町会自治会向けの調査でございますけれども、下段のほうを見ていただきまして、問10-1、自主防災組織における男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の取り組みについてを査いたします。

おめくりいただきまして、7ページでは事業所向けでございますが、中段ほど、問2と3、女性従業員が活躍することで生まれる効果や課題について、推進する上での課題について調査いたします。

おめくりいただきまして、9ページ、こちらは中学生向けの調査でございますが、やはり真ん中ほど、問6、進学意向について調査いたします。

別添としてつけております資料2は、実際の調査票になります。

恐れ入りますが、委員会資料の3ページにお戻りください。調査期間でございますけれども、平成30年6月の下旬から7月下旬を予定しております。

5の報告でございますが、平成30年10月下旬ごろ報告書として取りまとめる予定でございます。

裏面をおめくりいただきまして、その他でございます。

(1) 職員アンケートの実施、男女共同参画に関する職員の意識意向を把握するために、6月から7月にかけて庁内ポータルを活用した職員アンケートを実施する予定でございます。

さらに(2) 多様性社会の推進及び性的少数者の把握に関する調査、スペースゆうが市民団体等と協働で行っておりますパートナーシップ事業の一環として、9月から10月にかけて北区におけるLGBT・性的マイノリティに関するアンケートを実施する予定でございます。

恐れ入りますが、1ページに戻っていただけますでしょうか。

3、今後の予定でございます。11月には第6次アゼリアプランの策定について、審議会に諮問する予定です。4月には審議会より提言として答申がなされまして、11月中旬のまとめとして取りまとめまして、恐れ入りますが、2ページのほうに移っていただきます。12月にはパブリックコメントの実施、それから3月にアゼリアプランの策定というスケジュールで進めてまいりたいと思います。

報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

貴重なアンケートをありがとうございました。内容を拝見しますと、このアンケートをすることによっても男女共同参画に対する意識の啓発にもつながるといふふうに思いますし、あるいは今世間を騒がせているセクハラであるとか、パワハラであるとか、そういったようなことの子どもたちにとっては学習の場にもつながるといふふうに思います。ぜひ、これは集約することは本当に大変な作業だといふふうに思いますけれども、プランに載せるということだけではなくて、せっかく中学2年生全員からもアンケートをとるので、今後問題解決的な学習に入っていく道徳の授業でも、関連して取り上げていくと、人権の意識を高めていく中で、貴重な資料になるのではないのかなといふふうに思います。それは、行政から一方的に伝えることはできないといふふうには思いますけれども、ぜひ中学の校長先生方とも検討していただいて、学習の場に持ち込めるような形で考えてみていただけたらといふふうに思います。ぜひ、ご検討をよろしく願いいたします。

清正教育長

ほかに。

檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	ご説明ありがとうございました。このアンケートの調査対象なのですけれども、3ページですね、中学2年生全員、1,500名とあるんですけれども、各学校ですね、中学校、小学校の教員の先生方に対するアンケートがないんですけれども、何か今後ご検討いただく余地はあるのでしょうか。せつかくのアンケートなので、教職員の方にも参加していただいたほうがいいのではないかと、思ったものですから。いかがでしょうか。
男女いきいき推進課長	教育長
清正教育長	男女いきいき推進課長
男女いきいき推進課長	貴重なご意見ありがとうございます。今年度の実施につきましては、四つの種類のアンケートということで、区民意識意向調査については予定しておりますが、先ほど4ページのほうで職員アンケートの実施というところをご説明させていただきましたけれども、庁内ポータルなどを活用したアンケートというところは、もしかしたら実現可能かもしれませんので、そこら辺は所管の課長様、それから学校の校長先生方にご相談させていただければと思います。
檜垣委員	ぜひ、ご検討をよろしく願いいたします。
清正教育長	ほかにご質問等ございますでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	よろしいでしょうか。それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。 次に日程第9、報告第46号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	それでは、報告第46号をお願いをいたします。1枚おめくりをいただきまして、まず名義使用承認報告でございます。今回3件ございます。事業名、主催者のみ読み上げ

をさせていただきます。

まず1件目でございます。「先生の学校」、公益財団法人こども教育支援財団理事長でございます。

2件目でございます。「第12回未季会スタンドグラス展示会」。スタンドグラス未季会会長小林未季でございます。

3件目でございます。「東京都立産業技術高等専門学校オープンカレッジ」。主催者、首都大学東京 都立産業技術高等学校専門学校長でございます。なお、こちらの参加対象、参加費用でございます。別紙1で13回にわたりまして参考資料として添付をさせていただきます。ご確認いただければと存じます。

次に2の事業実績報告につきましては、お示しのとおり2件でございます。よろしくお願いをいたします。以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第6回教育委員会定例会を閉会させていただきます。